

各協同組合法における禁止行為、報告、検査等に係る規定の比較

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
【共済契約の締結等に関する禁止行為】			
<p>第十一条の二十四 第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為（当該団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被共済者に対するものに限る。））に限り、第十一条の二十七に規定する特定共済契約の締結に関しては同号に規定する共済契約の契約条項のうち共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。ただし、第十一条の第二十項ただし書の農林水産省令で定める場合における第一号に規定する共済契約の契約条項のうち共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。</p> <p>一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち共済契約者若しくは被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為</p> <p>二 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為</p> <p>三 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為</p>	<p>第十五条の九 第十一条第一項第十二号の事業を行う組合又は共済代理店は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行つた団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為（当該団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被共済者に対するものに限る。））に限り、第十五条の十二に規定する特定共済契約の締結に関しては同号に規定する共済契約の契約条項のうち共済契約者又は被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。ただし、第十五条の第五項ただし書の農林水産省令で定める場合における第一号に規定する重要な事項を告げない行為については、この限りでない。</p> <p>一 共済契約者又は被共済者に対して、虚偽のことを告げ、又は共済契約の契約条項のうち共済契約者若しくは被共済者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為</p> <p>二 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為</p> <p>三 共済契約者又は被共済者が当該組合に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為</p> <p>四 前三号に定めるもののほか、共済契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして農林水産省令で定める行為</p>	<p>第十二条の二 1～2（略）</p> <p>3 保険業法（略）、同法第三百条（第一項ただし書を除く。）の規定は共済事業を行う組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、（略）それぞれ準用する。この場合において、（略）第三百条第一項第七号及び第九号（略）中「内閣府令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第三百条第一項中「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。））に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）」、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。」とあるのは「子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項各号、第百</p>	<p>第九条の七の五 保険業法（略）、同法第三百条（第一項ただし書を除く。）（保険契約の締結等に関する禁止行為）の規定は共済事業を行う協同組合及びその共済代理店（これらの者の役員及び使用人を含む。）について、（略）それぞれ準用する。この場合において、（略）第三百条第一項第七号及び第九号（略）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、（略）同法第三百条第一項中「、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」とあるのは「又は共済契約の募集」と、「自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為」に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約」とあるのは「中小企業等協同組合法第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約」と、「同号」とあるのは「第一号」と、「契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる」とあるのは「契約条項のうち」と、同項第八号中「特定関係者（第百条の三（第二百七十二条の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。））に規定する特定関係者及び第百九十四条に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）」、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。」とあるのは「子会社等（中小企業等協同組合法第六十一条の二第二項に規定する子会社等をいう。）」と、同条第二項中「第四条第二項</p>

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
		<p>八十七条第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は消費生活協同組合法第二十六條の三第一項に規定する規約」と、(略)読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。</p>	<p>各号、第百八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「定款又は中小企業等協同組合法第九條の六の二第一項に規定する共済規程若しくは同法第九條の七の二第二項に規定する火災共済規程」と、(略)読み替えるものとする。</p>

《参考：保険業法抜粋》

(保険契約の締結等に関する禁止行為)

第三百条 保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結、保険募集又は自らが締結した若しくは保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関して、次に掲げる行為（自らが締結した又は保険募集を行った団体保険に係る保険契約に加入することを勧誘する行為その他の当該保険契約に加入させるための行為に関しては第一号に掲げる行為（被保険者に対するものに限る。）に限り、次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては同号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。ただし、第二百九十四條第一項ただし書に規定する保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定める場合における第一号に規定する保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為については、この限りでない。

- 一 保険契約者又は被保険者に対して、虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち保険契約者又は被保険者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げない行為
 - 二 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為
 - 三 保険契約者又は被保険者が保険会社等又は外国保険会社等に対して重要な事実を告げるのを妨げ、又は告げないことを勧める行為
 - 四 保険契約者又は被保険者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせ、又は新たな保険契約の申込みをさせて既に成立している保険契約を消滅させる行為
 - 五 保険契約者又は被保険者に対して、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為
 - 六 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、一の保険契約の契約内容につき他の保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為
 - 七 保険契約者若しくは被保険者又は不特定の者に対して、将来における契約者配当又は社員に対する剰余金の分配その他将来における金額が不確実な事項として内閣府令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為
 - 八 保険契約者又は被保険者に対して、当該保険契約者又は被保険者に当該保険会社等又は外国保険会社等の特定関係者（第百条の三（第二百七十二條の十三第二項において準用する場合を含む。第三百一条において同じ。）に規定する特定関係者及び第二百九十四條に規定する特殊関係者のうち、当該保険会社等又は外国保険会社等を子会社とする保険持株会社及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）、当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びに保険業を行う者以外の者をいう。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該保険契約の申込みをさせる行為
 - 九 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして内閣府令で定める行為
- 2 前項第五号の規定は、保険会社等又は外国保険会社等が第四条第二項各号、第百八十七條第三項各号又は第二百七十二條の二第二項各号に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

【決算関係書類等の提出】

<p>第五十四条の二 組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>② 組合が子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社（以下この項、次条、第</p>	<p>第五十八条の二 組合は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 組合が子会社等（子会社その他の当該組合と農林水産省令で定める特殊の関係のある会社をいう。以下こ</p>	<p>第九十二条の二 組合は、毎事業年度、事業年度の終了後三月以内に、決算関係書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 第三十一条の十第一項の規定により会計監査人の</p>	<p>第五十五条の二 組合（信用協同組合及び第九條の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会を除く。）及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から二週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記</p>
---	--	---	--

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
<p>九十四条の二及び第九十八条第六項において「子会社等」という。)を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>③ 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>	<p>の章において同じ。)を有する場合には、当該組合は、事業年度ごとに、前項の業務報告書のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。</p>	<p>監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>載した書面を行政庁に提出しなければならない。</p> <p>2 第四十条の二第一項の規定により会計監査人の監査を要する組合が子会社等を有する場合には、当該組合は、毎事業年度、前項の書類のほか、当該組合及び当該子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した書類を作成し、行政庁に提出しなければならない。</p> <p>3 前二項の書類の記載事項その他必要な事項は、主務省令で定める。</p>
【行政庁による報告の徴収】			
<p>第九十三条 行政庁は、組合若しくは農事組合法人から、当該組合若しくは農事組合法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合若しくは農事組合法人に対し、その組員（組合にあつては組員又は会員、農事組合法人にあつては組員をいう。以下同じ。）、役員、使用人、事業の分量その他組合若しくは農事組合法人の一般的状況に関する資料であつて組合若しくは農事組合法人に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。</p> <p>② 行政庁は、組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社その他の当該組合と政令で定める特殊の関係のある者（次項、次条、第九十九条の七及び第百条の六第一項第四号において「子会社等」という。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をい</p>	<p>第二百二十二条 行政庁は、組合から、当該組合が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るために必要な報告を徴し、又は組合に対し、その組員又は会員（以下「組員」と総称する。）、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために特に必要なものの提出を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合（漁業生産組合を除く。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程を守っているかどうかを知るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令で定めるものをいう。以下同じ。）、信用事業受託者（特定信用事業代理業者その他信用事業に関し組合から委託を受けた者（その者から委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）をいう。以下同じ。）、又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 前項に規定する「子会社」とは、組合（漁業生産組</p>	<p>第九十三条 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないとき、又は組合からその業務又は会計の状況に関し報告を徴することができる。</p> <p>第九十三条の二 行政庁は、組合に関する行政を適正に処理するために、組合から、毎年一回を限り（共済を図る事業を行う組合にあつては、必要に応じ）、その組員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関して必要な報告を徴することができる。</p> <p>第九十三条の三 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その業務又は会計の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めると</p>	<p>第二百五条の三 行政庁は、毎年一回を限り、組合又は中央会から、その組員又は会員、役員、使用人、事業の分量その他組合又は中央会の一般的状況に関する報告であつて、組合又は中央会に関する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。</p> <p>2 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合又は中央会からその業務又は会計に関し必要な報告を徴することができる。</p> <p>3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、共済事業を行う組合に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>4 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組員その他の共済契約者の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等（子会社その他組合がその経営を支配している法人として主務省令</p>

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
<p>う。以下同じ。)又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>③ 組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p>	<p>合を除く。)がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社をいう。この場合において、当該組合及びその一若しくは二以上の子会社又は当該組合の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該組合の子会社とみなす。</p> <p>4 第十一条の八第三項の規定は、前項の場合において組合（漁業生産組合を除く。）又はその子会社が有する議決権について準用する。</p> <p>5 組合（漁業生産組合を除く。）の子法人等、信用事業受託者又は共済代理店は、正当な理由があるときは、第二項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p>	<p>とができる。</p> <p>3 組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p>	<p>で定めるものをいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。)又は共済代理店に対し、当該組合の業務又は会計の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。</p> <p>5 組合の子法人等又は共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。</p>

【行政庁による検査】

<p>第九十四条 組合員がその総数の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>② 行政庁は、組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>③ 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>④ 行政庁は、第十条第一項第三号若しくは第十号の事</p>	<p>第二百二十三条 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>3 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、組合員に出資をさせる組合（第三十条</p>	<p>第九十四条 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は規約に違反する疑いがあることを理由として、検査を請求したときは、行政庁は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>2 行政庁は、組合に法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款若しくは規約を守らせるために必要があると認めるとき、又は組合の会計経理が著しく適正でないと認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>3 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>4 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。</p> <p>5 行政庁は、前各項の規定により共済事業を行う組合</p>	<p>第二百五条 組合員又は会員は、その総数の十分の一以上の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあることを理由として、行政庁にその検査を請求することができる。</p> <p>2 前項の請求があつたときは、行政庁は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>第二百五条の四 行政庁は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがあり、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当である疑いがあると認めるときは、その組合若しくは中央会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、</p>
--	---	---	---

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
<p>業を行う組合又は都道府県の区域若しくはこれを超える区域を地区とする組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。</p> <p>⑤ 行政庁は、前各項の規定により組合の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>⑥ 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等、信用事業受託者又は共済代理店の検査について準用する。</p> <p>⑦ 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>⑧ 第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第一項第四十号において「出資組合」という。）（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。</p> <p>5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等、信用事業受託者又は共済代理店の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>6 前項の検査については、前条第五項の規定を準用する。</p>	<p>の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の業務又は会計の状況を検査することができる。</p> <p>6 前条第三項の規定は、前項の規定による子会社等又は当該組合から業務の委託を受けた者の検査について準用する。</p> <p>7 第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第一項から第五項までの規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>共済事業を行う組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>3 行政庁は、責任共済等の事業を行う組合の業務又は会計の状況につき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。</p> <p>4 行政庁は、前二項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、組合の子法人等若しくは当該組合の共済代理店の施設に立ち入らせ、当該組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>5 組合の子法人等又は当該組合の共済代理店は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。</p> <p>6 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>7 第一項から第四項までの規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>
【行政庁の監督上の命令】			
<p>第九十四条の二 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、組合の業務若しくは財産又は組合及びその子会社等の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定め、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずること</p>	<p>第二百二十三条の二 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その信用事業又は共済事業の健全な運営を確保するため、当該組合の業務若しくは財産又は当該組合及びその子会社等（子会社（第百二十二条第三項に規定する子会社をいう。第百二十六条第三号から</p>	<p>第九十四条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款若しくは規約に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産</p>	<p>第六六条の二 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p>

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
<p>ができる。</p> <p>② 行政庁は、第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、組合の業務若しくは財産若しくは組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>③ 前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>④ 第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。</p>	<p>第八号まで並びに第三十条第一項第十九号、第四十九号及び第五十号において同じ。)その他の当該組合と主務省令で定める特殊の関係のある会社をいう。以下この条及び第二百二十七条第六項において同じ。)の財産の状況によつて必要があると認めるときは、当該信用事業又は共済事業に関し、措置をとるべき事項及び期間を定めて、その健全な運営を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、第十一条第一項第四号若しくは第十二号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号若しくは第六号の二、第九十七条第一項第二号又は第百条の二第一項第一号の事業を行う組合に対し、その事業の健全な運営を確保し、又は組合員を保護するため、当該組合の業務若しくは財産若しくは当該組合及びその子会社等の財産の状況又は事情の変更によつて必要があると認めるときは、当該事業に関し、定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程の変更、業務執行の方法の変更、業務の全部若しくは一部の停止若しくは財産の供託を命じ、又は財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>3 前二項の規定による信用事業の健全な運営を確保するための当該信用事業に関する命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、主務省令で定める組合又は組合及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>4 第一項又は第二項の規定による共済事業の健全な運営を確保するための当該共済事業に関する命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要が</p>	<p>又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、共済契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託を命じ、若しくは財産の処分を禁止し、若しくは制限し、その他監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、共済事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ厚生労働省令で定めるものでなければならない。</p> <p>4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが共済契約者等の保護の見地から適当でないとき、当該組合の第四十条第五項の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 行政庁は、共済を図る事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、又は第四十条第五項若しくは第六項の認可を取り消すことができる。</p>	<p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p> <p>3 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、特定共済組合、第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会又は特定共済組合連合会の共済金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、これらの組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ主務省令で定めるものでなければならない。</p> <p>4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないとき、当該組合の第九条の六の二第一項(第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。)の認可若しくは第九条の七の二第一項(第九条の九第五項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。</p> <p>5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第九条の六</p>

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
	<p>あると認めるときにするものは、農林水産省令で定める組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ、それぞれ農林水産省令で定めるものでなければならない。</p>		<p>の二第一項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合を含む。）の認可若しくは第九条の七の二第一項（第九条の九第五項において準用する場合を含む。）の認可を取り消し、又は第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会については、第二十七条の二第一項の認可を取り消すことができる。</p>
【法令等の違反に対する処分】			
<p>第九十五条 行政庁は、第九十三条の規定による報告を徴した場合又は第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合又は農事組合法人の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合又は農事組合法人に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>② 組合又は農事組合法人が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。</p> <p>③ 行政庁は、組合が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条第一項、第十一条の十七第一項、第十一条の四十二第一項、第十一条の四十八第一項又は第十一条の五十一第一項の承認を取り消すことができる。</p> <p>第九十五条の二 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。</p> <p>一 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。</p> <p>二 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を</p>	<p>第二百二十四条 行政庁は、第二百二十二条の規定による報告を徴した場合又は第二百二十三条の規定による検査を行った場合において、当該組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合が信用事業規程又は共済規程に定めた特に重要な事項に違反した場合において、第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないときは、第十一条の五第一項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）又は第十五条の二第一項（第九十六条第一項及び第百五条第一項において準用する場合を含む。）の認可を取り消すことができる。</p> <p>第二百二十四条の二 次に掲げる場合には、行政庁は、当該組合の解散を命ずることができる。</p> <p>一 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。</p> <p>二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から一年を経過してもなおその事業を開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。</p>	<p>第九十五条 行政庁は、第九十三条の規定により報告を徴し、又は第九十四条の規定による検査を行った場合において、当該組合が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>一 その業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは規約に違反していること。</p> <p>二 正当な理由がなくて一年以上その事業を休止し、又は正当な理由がなくてその成立後一年以内にその事業を開始しないこと。</p> <p>三 第一号に掲げるもののほか、その会計経理が著しく適正でないこと。</p> <p>2 組合が前項の命令に従わないときは、行政庁は、当該組合に対し、その役員解任を命じ、又は期間を定めて事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分に違反し、又は組合が第一項第二号に掲げる事由に該当する場合において、同項の命令をしたにもかかわらず、組合がこれに従わないときは、その組合の解散を命ずることができる。</p>	<p>第六十条 行政庁は、第百五条の三第二項の規定により報告を徴し、又は第百五条第二項若しくは前条第一項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を休止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>3 行政庁は、組合若しくは中央会の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が知れないときは、前項の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。</p> <p>4 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。</p>

農業協同組合法	水産業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法
<p>開始せず、又は一年以上事業を停止したとき。</p> <p>三 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。</p> <p>第九十五条の三 行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。</p> <p>② 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。</p>	<p>三 組合が法令に違反した場合において、行政庁が前条第一項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。</p> <p>四 漁業生産組合が第八十条、第八十一条又は第八十二条第二項の規定に違反するとき。</p> <p>第二百二十四条の三 行政庁は、組合の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。</p> <p>2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から二十日を経過した日にその効力を生ずる。</p>		

各協同組合法の監督指針における定期的なヒアリングに係る規定の比較

共済事業向けの総合的な監督指針 (農業協同組合法)	漁業等の共済事業向けの総合的な監督指針 (水産業協同組合法)	共済事業向けの総合的な監督指針 (消費生活協同組合法)	事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針 (中小企業等協同組合法)
<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>共済連に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、共済連の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組を促すものとする。</p> <p>なお、主なオフサイト・モニタリングは、別紙1の年間スケジュールを目途に行うものとし、各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。</p>	<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>共水連に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、共水連の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組を促すものとする。</p> <p>なお、主なオフサイト・モニタリングは、行政庁が別に定める年間スケジュールを目途に行うものとし、各時点の具体的な事務は、都度、行政庁から示すものとする。</p>	<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>組合に対し継続的に財務会計情報や市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、組合の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</p>	<p>Ⅲ-1 監督事務の流れ</p> <p>Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリングの主な留意点</p> <p>(1) 財務会計情報・リスク情報等の蓄積・分析</p> <p>組合に対し継続的に財務会計情報や信用リスク、市場リスク、流動性リスク等のリスク情報等について報告を求め、組合の経営の健全性等の状況を常時把握する。また、徴求した各種情報の蓄積及び分析を行い、経営の健全性の確保に向けた取組みを促すものとする。</p>
<p>(2) 定期的なヒアリング</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p>	<p>(2) 定期的なヒアリング</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p>	<p>(2) 定期的なヒアリング</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p>	<p>(2) 定期的なヒアリング</p> <p>オフサイト・モニタリングの一環として、定期的に以下のヒアリングを実施することとする。</p>
<p>① 決算ヒアリング</p> <p>決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>① 決算ヒアリング</p> <p>決算期ごとに、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>① 決算ヒアリング</p> <p>決算期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>① 決算ヒアリング</p> <p>決算期毎に、決算の状況や財務上の課題についてヒアリングを実施することとする。</p>
<p>② トップヒアリング</p> <p>トップヒアリングにおいては、共済連の経営者に対して、当該共済連の経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>② トップヒアリング</p> <p>トップヒアリングにおいては、共水連の経営者に対して、当該共水連の経営戦略及び経営方針、経営管理委員会、理事会などの機能状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>—</p>	<p>② トップヒアリング</p> <p>トップヒアリングにおいては、組合の経営者に対して、当該組合の経営戦略及び経営方針、理事会などの機能状況等に関しヒアリングを行うこととする。</p>
<p>③ 総合的なヒアリング</p> <p>共済連の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>③ 総合的なヒアリング</p> <p>共水連の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>② 総合的なヒアリング</p> <p>組合の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>	<p>③ 総合的なヒアリング</p> <p>組合の決算状況等を踏まえ、収益管理態勢の整備や業務再構築に向けた取組み状況、経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。</p>

<p>共済事業向けの総合的な監督指針 (農業協同組合法)</p>	<p>漁業等の共済事業向けの総合的な監督指針 (水産業協同組合法)</p>	<p>共済事業向けの総合的な監督指針 (消費生活協同組合法)</p>	<p>事業協同組合等の共済事業向けの総合的な監督指針 (中小企業等協同組合法)</p>
<p>④ 統合的リスク管理態勢ヒアリング 統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。</p>	<p>④ 統合的リスク管理態勢ヒアリング 統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。</p>	<p>—</p>	<p>④ 統合的リスク管理態勢ヒアリング 統合的リスク管理及びリスクと支払能力の自己評価の実施状況について、ヒアリングを実施することとする。</p>
<p>⑤ 共済計理人ヒアリング 責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。 また、毎決算期において、共済計理人に対して農協法第11条の40に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。</p>	<p>⑤ 共済計理人ヒアリング 責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。 また、毎決算期において、共済計理人に対して水協法第15条の18(水協法第96条第1項又は第100条の8第1項において準用する場合を含む。)に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。</p>	<p>③ 共済計理人ヒアリング 毎決算期において、共済計理人に対して生協法第50条の12に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。</p>	<p>⑤ 共済計理人ヒアリング 責任準備金の算出方法等の共済の数理に関する経営管理上の関与事項について、必要に応じ、共済計理人に対してヒアリングを実施することとする。 また、毎決算期において、共済計理人に対して法第58条の7に基づく意見書に関するヒアリングを実施し、責任準備金の積立てや契約者割戻しに関する意見を聴取することとする。</p>
<p>⑥ 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共済連の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、共済連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>⑥ 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、共水連の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、共水連の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>④ 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、組合の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>	<p>⑥ 内部監査ヒアリング等 内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、組合の内部監査部門に対し経営管理の状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事に対してもヒアリングを実施することとする。</p>
<p>⑦ 9月末における財務内容ヒアリング 共済連は法令上中間業務報告が義務付けられていないが、必要に応じ、共済連が自ら実施する半期の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。</p>	<p>⑦ 9月末における財務内容ヒアリング 共水連は法令上中間業務報告が義務付けられていないが、必要に応じ、共水連が自ら実施する半期の状況等をヒアリングすることにより、9月末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。</p>	<p>⑤ 上半期末における財務内容ヒアリング 組合は法令上中間業務報告が義務付けられていないが、必要に応じ、組合が自ら実施する上半期の状況等をヒアリングすることにより、上半期末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。</p>	<p>⑦ 上半期末における財務内容ヒアリング 必要に応じ、中間業務報告又は組合が自ら実施する上半期の状況報告等についてヒアリングすることにより、上半期末における財務内容を把握するとともに、収益管理態勢の向上に向けた取組等を促すこととする。</p>

別紙1 オフサイトモニタリングの主な年間スケジュール（共済連）

	決算等、 ディスクロージャー	主な行政庁報告	分析、評価、ヒアリング	その他
		財務会計情報	財務会計情報、総合的なヒアリング等	
4月		事業計画書（臨時総代会終了後2週間以内）	・総合的なヒアリング（四半期事業概況報告）	(不) (子) (有)
5月		決算速報（5月末）	・決算ヒアリング（再保険契約実績を含む。） ・共済計理人ヒアリング	(不) (子) (有)
6月				(不) (子) (有)
7月	通常総代会	業務報告書（通常総代会終了後2週間以内）	・総合的なヒアリング（四半期事業概況を含む。）	(不) (子) (有)
8月	ディスクロ誌		・トップヒアリング	(不) (子) (有)
9月	中間業務実績 （9月末）			(不) (子) (有)
10月			・総合的なヒアリング（四半期事業概況報告）	(不) (子) (有)
11月	上半期業績の公表 （11月末）		・中間業務報告ヒアリング（上期再保険契約実績を含む。）	(不) (子) (有)
12月				(不) (子) (有)
1月			・決算見込みヒアリング ・総合的なヒアリング（四半期事業概況を含む。）	(不) (子) (有)
2月				(不) (子) (有)
3月	臨時総代会			(不) (子) (有)

注1 このほか必要に応じて、内部監査ヒアリング等を実施する。

2 その他として組合不祥事件関係（不）、子会社等状況（子）、有価証券評価損益状況（有）についてヒアリングを実施するものとする。

3 当該年間スケジュールは適宜変更を行うことがあり得る。

共済事業の事業概況①

団体名	根拠法	監督省庁	組合員の要件
農業協同組合（JA共済）	農業協同組合法	農林水産省	農民又は農業を営む法人 等
全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）	消費生活協同組合法	厚生労働省	都道府県の区域ごとに設立された地域の労働者を主体とする共済を 図る事業を行う消費生活協同組合 等
全国生活協同組合連合会（全国生協連）	消費生活協同組合法	厚生労働省	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 等
日本コープ共済生活協同組合連合会	消費生活協同組合法	厚生労働省	消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会 等
漁業協同組合（JF共済）	水産業協同組合法	農林水産省	漁民、漁業法人、水産加工業者など、漁業に関係する者
全日本火災共済協同組合連合会（日火連）	中小企業等協同組合法	経済産業省	火災等共済組合及び火災等共済組合連合会 等
全国トラック交通共済協同組合連合会	中小企業等協同組合法	国土交通省	地域に事業所を有する貨物自動車運送事業者
全国米穀販売事業共済協同組合	中小企業等協同組合法	農林水産省	米穀卸売を業とする者、米穀卸売事業者等で組織された団体 等
全国自動車共済協同組合連合会（全自共）	中小企業等協同組合法	経済産業省	中小企業者が保有する自動車に係る自動車共済事業を行う協同組合 等
東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合	中小企業等協同組合法	国土交通省	神奈川県を除く関東圏内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自 動車運送事業の許可を有する法人事業者
ジェイ・ディ共済協同組合（JD）	中小企業等協同組合法	（※1）	運転代行適正化法に基づき認定を受けている運転代行業者等であって小規模事業者
全国運転代行共済協同組合（ZDK）	中小企業等協同組合法	（※1）	運転代行適正化法に基づき認定を受けている運転代行業者等であって小規模事業者
新潟県ハイヤー交通共済協同組合	中小企業等協同組合法	国土交通省	新潟県内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する法人事業者
日本食品衛生共済協同組合	中小企業等協同組合法	農林水産省	食品衛生法対象の事業を営む小規模の事業者
鹿島事業協同組合連合会	中小企業等協同組合法	国土交通省	鹿島建設株式会社の協力会社
国際人材育成共済協同組合	中小企業等協同組合法	（※2）	様々な事業を行う小規模の事業者
全国賃貸住宅修繕共済協同組合	中小企業等協同組合法	国土交通省	不動産賃貸業・管理業、不動産取引業、建築工事業等の事業者で小規模の事業者
名鉄タクシーグループ交通共済協同組合	中小企業等協同組合法	国土交通省	愛知県内に事業所を有するもので、一般乗用旅客自動車運送事業の許可を有する法人事業者
S P C 共済協同組合	中小企業等協同組合法	厚生労働省	理容業、美容業、エステティック業等を営む小規模の事業者

※1：警察庁、国土交通省の共管（共済事業は国交省が監督）。

※2：厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の共管。

※3：各省御提出資料等を基に事務局にて作成。

共済事業の事業概況②

団体名	契約保有件数 (件)	共済掛金 (億円)	支払共済金 (億円)	総資産 (億円)
農業協同組合 (JA共済)	22,022,211	28,656	18,646	581,926
全国労働者共済生活協同組合連合会 (全労済)	29,317,622	5,510	3,111	40,365
全国生活協同組合連合会 (全国生協連)	21,790,190	6,581	3,422	10,262
日本コープ共済生活協同組合連合会	8,820,059	2,062	724	5,234
漁業協同組合 (JF共済)	369,809	347	400	4,513
全日本火災共済協同組合連合会 (日火連)	667,038	192	74	224
全国トラック交通共済協同組合連合会	596,870	23	8	197
全国米穀販売事業共済協同組合	36,998	4.0	0.8	121
全国自動車共済協同組合連合会 (全自共)	76,689	187	162	67
東京ハイヤー・タクシー交通共済協同組合	253	11	7	55
ジェイ・ディ共済協同組合 (J D)	4,992	10	4.4	26
全国運転代行共済協同組合 (Z D K)	2,483	9	5	13
新潟県ハイヤー交通共済協同組合	146	0.9	0.2	8
日本食品衛生共済協同組合	7,112	0.6	0.07	3.8
鹿島事業協同組合連合会	18,684	1.6	0.5	3.3
国際人材育成共済協同組合	3,676	1.7	0.7	2.4
全国賃貸住宅修繕共済協同組合	180	0.4	-	1.1
名鉄タクシーグループ交通共済協同組合	12	0.1	0.03	0.9
S P C 共済協同組合	2,847	1.0	0.4	0.9

※ 1：各省御提出資料を基に事務局にて作成。それぞれの計数の時点は一致していない場合がある。

※ 2：農業協同組合 (JA共済) の契約保有件数、共済掛金、支払共済金は、生命総合共済のもの。

※ 3：漁業協同組合 (JF共済) の契約保有件数、共済掛金、支払共済金は、普通厚生共済及び漁業者老齢福祉共済のもの。